

住民監査請求の手引き

令和7年3月

宇多津町監査委員

1 住民監査請求とは

住民監査請求は、町民の方が、町の執行機関や職員について違法・不当な財務会計上の行為があるときに、監査委員に対して監査を請求することで、生じる損害の賠償等の措置を講じることを求める制度です。監査を通じて、町の財務の適正を確保し、町民の利益を保護することを目的とします。

2 住民監査請求の要件

(1) 請求できる方

宇多津町内に住所を有する方（法人を含む）が請求できます。

(2) 住民監査請求の対象

住民監査請求の対象は、次の財務会計上の行為（又は怠る事実）です。

対象となる行為	備考
違法または不当な ①公金の支出 ②財産の取得、管理又は処分 ③契約の締結又は履行 ④債務その他の義務の負担	請求できるのは、行為のあった日または終わった日から1年以内の行為に限られます。
違法または不当な ⑤公金の賦課又は徴収を怠る事実 ⑥財産の管理を怠る事実	

なお、請求の対象となる「財産の管理」は、その財産の財産的価値に着目し、その維持保全を目的としてされるものに限ります。

3 住民監査請求の手続

(1) 提出書面

住民監査請求は、「請求書」と「事実証明書」を提出して行う必要があります。請求書の書き方、記載事項は別添資料をご確認ください。

事実証明書は、情報公開請求により取得した支出文書や契約書等、監査請求の対象とする行為等の事実を明らかにする書面のことを指します。

(2) 提出方法

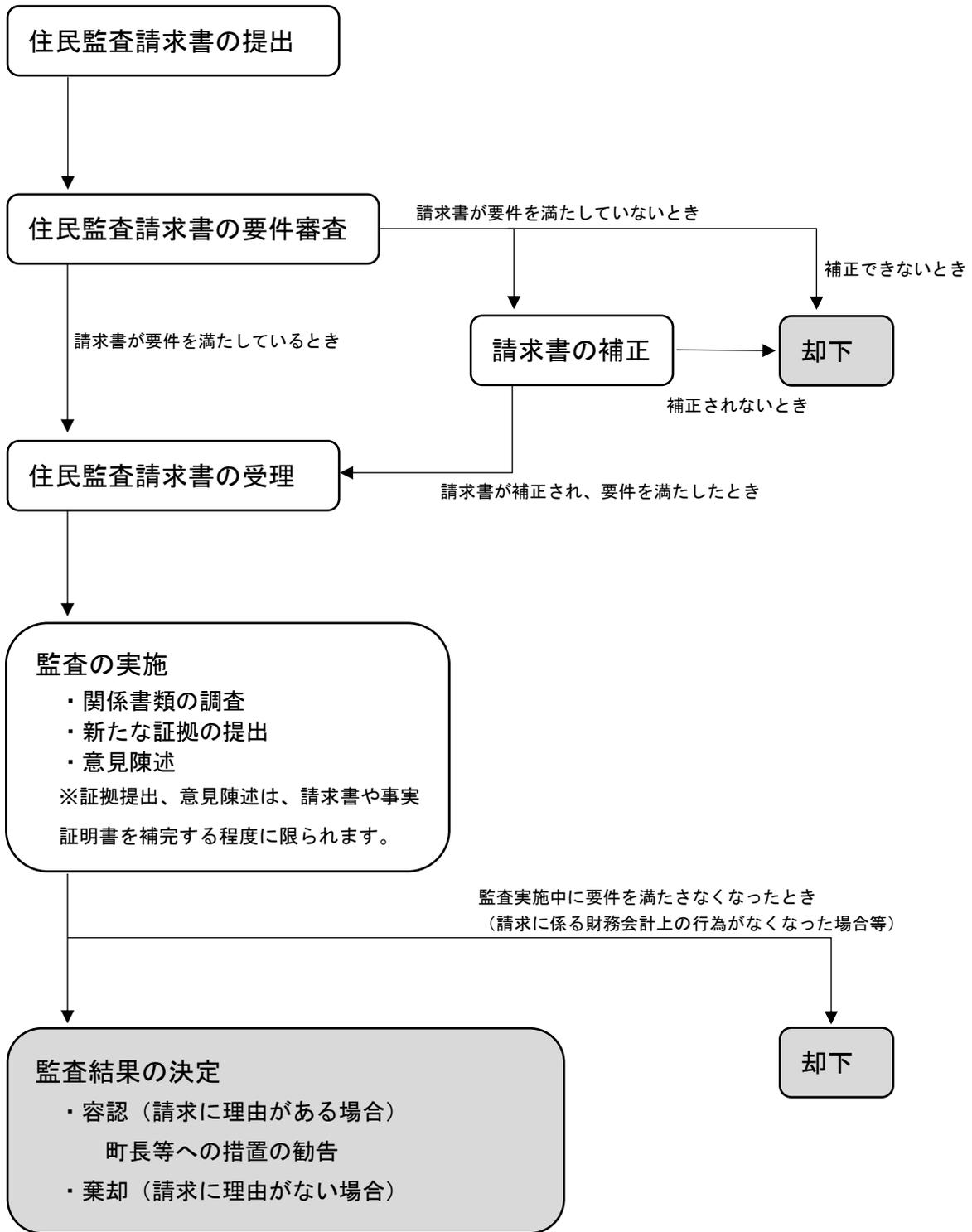
(1)の提出書面を監査委員に提出します。提出は、書面の持参又は郵送で行います。提出先は、「宇多津町役場本館3階総務課」です。

※FAXや電子メール等での提出はできません。

(3) 手続きの流れ

住民監査請求は次ページの流れで手続きが進みます。

住民監査請求手続の流れ



住民監査請求書

1 請求の要旨

※監査請求書に記載が必要な事項

(1) 誰が行った行為か

宇多津町長、宇多津町の委員会又は委員、宇多津町職員等具体的に記載してください。

(2) いつ、どのような財務会計上の行為（又は怠る事実）があったか

請求に係る財務会計上の行為は、その行為があった日又は終わった日から1年以内の行為に限られます。1年を経過した行為について請求をする場合は、正当な理由があることを説明する必要があります。

(3) その行為は、どのような理由で違法又は不当か

(例) ○○法第○条の規定に反し、違法である。等

(4) その行為により、町にどのような損害が生じているか、または生じるおそれがあるか

財務会計上の行為等の結果、宇多津町に財産的損害が生じないものは請求の対象になりません。そのため、請求書には、どのような財産的損害が生じ、又は生じるおそれがあるかを示す必要があります。

(5) どのような措置を請求するか

記載した行為に対して、その行為の防止、是正、生じた損害の補填等、講じるべき措置を記載してください。

(6) 上記(1)～(5)の事実を証明する書面を添付してください。

2 請求者

住 所 宇多津町

氏 名 (自署)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

年 月 日

宇多津町監査委員 あて